

○清瀬市地域公共交通会議運営要綱

平成19年11月26日訓令第86号

改正

平成24年3月27日訓令第29号
平成24年12月5日訓令第82号
令和2年10月22日訓令第78号
令和7年11月21日訓令第54号
令和8年3月31日訓令第40号

清瀬市地域公共交通会議運営要綱

（目的）

第1条 この要綱は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）に基づき運行させるバス等の旅客運送の確保、その他市民の利便及び地域の実情に即したバス等の輸送サービス実現に必要な調査及び協議を、市長の諮問により行う清瀬市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運営に必要な事項を定める。

（所掌事項）

第2条 市長は、前条の目的を達成するため、交通会議に次の各号に掲げる事項を調査及び協議させる。ただし、第3条に規定する委員から発議があった場合は、市長の諮問によらず次の各号に掲げる事項を調査及び協議させることができる。

- （1）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項
- （2）市町村運営有償運送の必要性に関する事項
- （3）その他市長が必要と認める事項

（委員及び組織）

第3条 市長は、次の各号に掲げる者から15名以内を委嘱又は任命して委員とし、交通会議を組織する。

- （1）国土交通省関東運輸局職員
- （2）東村山警察署署員
- （3）東京都北多摩北部建設事務所職員
- （4）一般社団法人東京バス協会職員
- （5）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- （6）一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者
- （7）乗合路線バスの利用者代表者
- （8）識見を有する者
- （9）一般公募による市民
- （10）市職員

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長等）

第5条 交通会議には、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総括し、交通会議を代表する。

3 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第6条 交通会議の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議の議事は、会長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（運賃協議分科会）

第7条 会長は、法第9条第4項に規定する乗合旅客運送の運賃及び料金に関する事項を協議するため、運賃協議分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

2 分科会は、交通会議の委員のうち次の各号に掲げる者（以下「分科会員」という。）をもって構成する。

- （1）第3条第1項第1号に規定する国土交通省関東運輸局職員
- （2）当該路線等に係る運賃及び料金を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者
- （3）第3条第1項第9号に規定する一般公募による市民
- （4）第3条第1項第10号に規定する市職員

3 分科会に分科会長を置き、分科会長は前項第4号に掲げる者をもって充てる。

4 分科会長は、必要に応じて分科会を招集し、分科会の会務を総括する。

5 分科会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ分科会長が指名する者がその職務を代理する。

6 分科会の議事は、分科会長を除く出席した分科会員の過半数で決し、可否同数のときは分科会長の決するところによる。

(報告)

第8条 交通会議及び分科会において調査及び協議した結果は、市長に報告する。

(庶務)

第9条 交通会議及び分科会の庶務は、都市整備部建設課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるほか、交通会議及び分科会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年12月1日から施行する。

附 則(平成24年3月27日訓令第29号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月5日訓令第82号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年10月22日訓令第78号)

この訓令は、令和2年11月1日から施行する。

附 則(令和7年11月21日訓令第54号)

この訓令は、令和7年12月1日から施行する。

附 則(令和8年3月31日訓令第40号)

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。
